



平成19年度事業報告

一般事項

平成17年建築構造計算書偽装問題への対応は、平成18年12月の建築関連法規の改正を経て、平成20年からの運営の段階へ移りつつあります。

今回の士法改正において設備設計一級建築士制度が創設され、一定規模以上の設備設計においては、設備設計一級建築士が自ら設計を行うか若しくは設備設計一級建築士に設備関係規程への適合性の確認を受けることが義務付けられることになりました。我々が議論し要望していた、既存の資格である「建築設備士」は建築設備の設計、工事監理が建築士とは別の専門知識が必要との考えから業務権限を持つ資格の位置付けとして制度化されるべきであった。今回の改正においても、一級建築士の助言役である。建築設備設計者は建築物の省エネから、地球環境問題等広範囲かつ高度な設計者として従事している建築設備士や、設備設計技術者にとって新制度はまったく触れておらず、むしろ設計業務への規制が明確にされた改正に終わった感があり設備設計者にとっては、不満と問題が残る改正である。今後は新制度の運用の中で建築設備設計・工事監理業務について建築設備士がどのように活動できるか期待したい。

(環境問題を考える「図解冊子」の寄贈について)

当協会は、設備設計の専門集団として活動していますが、21世紀は環境とエネルギーの時代とも言われ地球環境への負荷軽減等へ努力し研鑽を積んでいるところです。

今回、(社)建築設備設計技術者協会が刊行した環境問題を考える図解式冊子「くうき・みず・でんき」を(社)建築設備技術者協会九州支部沖縄支所との協力により環境問題に対する啓発のひとつとして活用していただくよう県内中学校155校、各教育委員会へ計506冊を無料配布いたしました。

今後とも時代を担う中・高生に対し可能な限り協力をしていきたいと考えています。



一般社団法人 沖縄県設備設計事務所協会